

「子どもプラン」の沿革（H22年度以降）

1 「元気発進！子どもプラン」（平成 22～26 年度）

「北九州市次世代育成行動計画」

～ 「次世代育成支援対策推進法＊」に基づく計画

＊平成 17 年 4 月施行の時限立法（平成 27 年 3 月まで）



平成 27 年 4 月

① 次世代育成支援対策推進法の改正

→ 平成 27 年 3 月までの時限立法を延長（平成 37 年 3 月まで）

→ 「市町村計画（次世代育成行動計画）」の策定は、「義務」から「努力義務（策定することができる）」に変更

② 子ども・子育て支援法の施行

→ 市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ



2 「元気発進！子どもプラン（第 2 次計画）」（平成 27～31 年度）

「北九州市次世代育成行動計画」

+

追加 「北九州市子ども・子育て支援事業計画」

2 本立て



3 （仮称）「元気発進！子どもプラン（第 3 次計画）」（平成 32～36 年度） 【予定】

「北九州市次世代育成行動計画」

+

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」

2 本立て継続

[参考]

- ・ 次世代育成行動計画 … 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した 5 年間の行動計画
- ・ 子ども・子育て支援事業計画 … 5 年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画